

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月21日
【報告者の名称】	株式会社ジーフット
【報告者の所在地】	名古屋市千種区今池三丁目4番10号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目23番5号(東京本部)
【電話番号】	03(5566)8853
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 大森 勝義
【縦覧に供する場所】	株式会社ジーフット東京本部 (東京都中央区新川一丁目23番5号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 イオン株式会社

所在地 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年8月20日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して賛同の意見を表明すること、一方、本公開買付けにおける当社株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に検証を行っていないこと、また、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「利害関係を有しない当社取締役及び監査役全員による承認」に記載された方法によりなされております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本報告書提出日現在、当社株式4,615,000株（当社が平成25年7月12日に提出した第43期第1四半期報告書に記載された平成25年5月31日現在の当社の発行済株式総数（10,417,350株）に対する割合（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。）：44.30%）を保有し、間接保有分696,500株（保有割合：6.69%）（注）を含めて保有する当社株式の合計は5,311,500株（保有割合：50.99%）となり、当社を連結子会社としております。

この度、公開買付者は、() 当社の第二位の主要株主であり当社の元代表取締役社長である服部博幸氏（保有株式数：1,168,670株、保有割合：11.22%）、() 当社の第四位の大株主であり服部博幸氏の資産管理会社である有限会社ツルヤ商事（保有株式数：328,000株、保有割合：3.15%）、() 当社の第五位の大株主であり服部博幸氏の配偶者である服部豊子氏（保有株式数：293,200株、保有割合：2.81%）、() 当社の第六位の大株主であり服部博幸氏の長女である植村益子氏（保有株式数：261,830株、保有割合：2.51%）、() 当社の第六位（前記の植村益子氏と同じ保有株式数のため同順位となります。）の大株主であり服部博幸氏の次女である西田かよ氏（保有株式数：261,830株、保有割合：2.51%）及び() 当社の大株主には該当しないものの服部博幸氏の実母である服部あや氏（保有株式数：18,000株、保有割合：0.17%、以下、服部博幸氏、有限会社ツルヤ商事、服部豊子氏、植村益子氏、西田かよ氏及び服部あや氏を総称して「創業家一族関係者」といいます。）が保有する当社株式（保有株式数の合計：2,331,530株、保有割合の合計：22.38%）のうち、服部博幸氏の保有する株式の一部である3,000株（保有割合：0.03%）、有限会社ツルヤ商事の保有する株式の一部である5,000株（保有割合：0.05%）、服部豊子氏の保有する株式の一部である3,000株（保有割合：0.03%）、植村益子氏の保有する株式の一部である13,000株（保有割合：0.12%）、西田かよ氏の保有する株式の一部である13,000株（保有割合：0.12%）及び服部あや氏の保有する株式の一部である1,000株（保有割合：0.01%）（合計：38,000株、保有割合の合計：0.36%）を除いた当社株式の全部（() 服部博幸氏（1,165,670株、保有割合：11.19%）、() 有限会社ツルヤ商事（323,000株、保有割合：3.10%）、() 服部豊子氏（290,200株、保有割合：2.79%）、() 植村益子氏（248,830株、保有割合：2.39%）、() 西田かよ氏（248,830株、保有割合：2.39%）及び() 服部あや氏（17,000株、保有割合：0.16%）、合計：2,293,530株、保有割合の合計：22.02%、以下「創業家応募同意株式」といいます。）を取得することを主たる目的として、本公開買付けを実施するとのことです。公開買付者が本公開買付けにより創業家応募同意株式（合計：2,293,530株、保有割合の合計：22.02%）を取得した場合には、本報告書提出日現在、公開買付者（保有株式数：4,615,000株、保有割合：44.30%）及び間接保有分（保有株式数：696,500株、保有割合：6.69%）と併せて当社株式を5,311,500株（保

有割合：50.99%）保有しているのに対し、本公開買付け後においては、当社株式を7,605,030株（保有割合：73.00%）保有することとなるとのことです。

なお、公開買付者は、平成25年8月20日に、創業家一族関係者より、創業家応募同意株式（合計：2,293,530株、保有割合の合計：22.02%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。一方、服部博幸氏の保有する株式の一部である3,000株（保有割合：0.03%）、有限会社ツルヤ商事の保有する株式の一部である5,000株（保有割合：0.05%）、服部豊子氏の保有する株式の一部である3,000株（保有割合：0.03%）、植村益子氏の保有する株式の一部である13,000株（保有割合：0.12%）、西田かよ氏の保有する株式の一部である13,000株（保有割合：0.12%）及び服部あや氏の保有する株式の一部である1,000株（保有割合：0.01%）（合計：38,000株、保有割合の合計：0.36%）については、本公開買付けの終了後も、引き続き継続保有する意向とのことです。

本公開買付けは、本報告書提出日現在、公開買付者及び公開買付者の特別関係者による当社株式に係る株券等所有割合が50%を超えており、本公開買付けにより公開買付者が創業家応募同意株式（合計：2,293,530株、保有割合の合計：22.02%）を取得した後の株券等所有割合が3分の2を超えることとなるため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2以下に規定された法令上の要求に基づいて実施するとのことです。さらに、本公開買付けにおいては、法第27条の13第4項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）第14条の2の2の規定に従い、買付予定数の上限を設けることができず、創業家応募同意株式以外の応募株券等も本公開買付けの対象とする必要があるため、買付予定の株券等の数について上限及び下限は設定しておらず、応募株券等の全部の買付けを行うとのことです。しかしながら、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式を上場廃止とすることは企図していないとのことです（本公開買付けにより当社株式が上場廃止となる可能性の有無については、後記「（5）上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。）。

（注）「間接保有分」については、公開買付者の以下の連結子会社または完全子会社が保有する当社株式の数を合計した数値です。

連結子会社： イオンフィナンシャルサービス株式会社（167,500株、保有割合：1.61%）、イオンモール株式会社（130,000株、保有割合：1.25%）、ミニストップ株式会社（112,500株、保有割合：1.08%）、マックスバリュ西日本株式会社（93,750株、保有割合：0.90%）、株式会社コックス（84,000株、保有割合：0.81%）、イオン九州株式会社（37,500株、保有割合：0.36%）、マックスバリュ東北株式会社（37,500株、保有割合：0.36%）、マックスバリュ九州株式会社（7,500株、保有割合：0.07%）、マックスバリュ中部株式会社（7,500株、保有割合：0.07%）

完全子会社： タルボットジャパン株式会社（18,750株、保有割合：0.18%）

本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

（ ）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者グループは、純粋持株会社である公開買付者を中心に200社余りの企業からなるグループであり、ショッピングセンターの核店舗となるGMS（総合スーパー）を北海道から沖縄まで日本全国に展開するGMS事業をはじめとする小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス、専門店事業等の各事業を複合的に展開しております。一方、公開買付者と当社（当社は平成21年2月に現商号に商号変更しており、それ以前の商号は株式会社ツルヤ靴店です。）は平成17年12月に業務・資本提携を締結し、店舗開発や販売促進面での協力関係を構築しました。その後、公開買付者は当社に対して公開買付け（平成20年9月26日に公表したもので、以下「初回公開買付け」といいます。）を実施し、公開買付者が保有する当社株式は、平成20年1月20日現在の当社の発行済株式総数（6,767,350株）に対して初回公開買付けの実施前の18.03%（1,220,000株（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）による保有を含む。））（小数点以下第三位を四捨五入、以下同様に計算しております。）から実施後の26.89%（1,820,000株（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）による保有を含む。））に増加しました。平成20年8月28日には、当社と公開買付者の連結子会社であった株式会社ニューステップが当社を存続会社とする合併について合併契約書を締結（合併比率：1（当社）対0.375（株式会社ニューステップ））し、当該合併の効力発生日である平成21年2月21日に公開買付者は1,395,000株（当該効力発生日現在の当社の発行済株式総数である9,017,350株に占める割合：15.47%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同様に計算しております。））の当社株式の割当を受け、公開買付者の当社株式の保有株数は3,215,000株（当該効力発生日現在の当社の発行済株式総数である9,017,350株に占める割合：35.65%）となりました。当該合併に先立ち、当社は平成20年12月2日に公開買付

者を割当先とする新株予約権を2,800個（当該新株予約権の目的となる当社株式の数：1,400,000株）発行し、公開買付者は当該新株予約権を上記合併の効力発生日後である平成21年6月17日に全て行使しました。これに伴い、公開買付者は当社株式1,400,000株（保有割合：13.44%）を新たに保有し、公開買付者は当社株式を同日付けで合計して4,615,000株（保有割合：44.30%）保有することとなり、当社を連結子会社として現在に至っております。本報告書提出日現在、当社は公開買付者の専門店事業のセグメントに属し、主力の3つのストアブランド（アスピー、フェミニンカフェ、グリーンボックス）を中心として紳士、婦人、スポーツ及び運動・子供靴の販売を行っています。また、当社の多くの店舗は賃貸借契約に基づき、公開買付者の完全子会社であるイオンリテール株式会社等のショッピングセンター等に入居しております。当社は、お客様に対するストアイメージの浸透をはかるため、複数展開していたストアブランドを上記の3つに整理統合したことや、PB商品の開発・販売拡大の取り組みが奏功し、平成25年2月期においては、13ヶ月8日の変則決算ではあるものの、初めて売上高1,000億円の大台を達成しております。

このような状況の中、平成25年5月下旬頃、創業家一族関係者より当社に対して創業家応募同意株式について売却の意向が示され、公開買付者は当社を通じて創業家応募同意株式に関する売却意向を知るに至りました。これを受け、平成25年6月上旬頃から、公開買付者と創業家一族関係者は創業家応募同意株式の取扱いに関して協議・検討を開始した結果、公開買付者は、公開買付者が創業家応募同意株式を取得することにより、当社株式が市場に放出され市場株価へ悪影響が及ぶことを回避しつつ、公開買付者と当社との間の資本関係を強化するのが望ましいとの認識を持つに至ったとのことです。上記を受け、公開買付者及び当社においても平成25年6月上旬頃、創業家応募同意株式を公開買付者が取得することについての本格的な協議を開始しました。

公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が創業家応募同意株式を取得することであることから、本公開買付価格については、公開買付者と創業家一族関係者との協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることとしたとのことです。公開買付者と創業家一族関係者は、当社株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、当社株式の市場価格を最優先に検討することとしたとのことです。さらに、公開買付者は、当社株式の過去6ヶ月間の市場価格の推移（平成25年2月20日から平成25年8月19日までの株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）における当社株式の推移で、当該期間で最初に取引が成立した平成25年2月21日における始値1,220円、当該期間における最高値2,000円を記録した平成25年8月15日及び同年8月16日、当該期間における最安値1,160円を記録した平成25年3月4日、当該期間の最終日の平成25年8月19日における終値1,885円、過去1ヶ月間（平成25年7月22日から平成25年8月19日まで）の終値単純平均（1,855円、小数点以下を四捨五入、終値単純平均の算出において以下同様に計算しております。）、過去3ヶ月間（平成25年5月20日から平成25年8月19日まで）の終値単純平均（1,682円）及び過去6ヶ月間（平成25年2月20日から平成25年8月19日まで）の終値単純平均（1,613円）を参照。）、株式市場における取引状況及び当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、平成25年7月22日から本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年8月19日までの過去1ヶ月間の名古屋証券取引所における当社株式の終値の単純平均値である1,855円（小数点以下を四捨五入）から5.01%ディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。）した価格を本公開買付価格とすることで平成25年8月20日に創業家一族関係者と合意し、最終的に平成25年8月20日に、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

なお、公開買付者による初回公開買付けにおける公開買付価格（以下「初回公開買付価格」といいます。）が861円であったのに対して、公開買付者は本公開買付価格を1,762円と決定しております。当該差額である901円については、初回公開買付価格が初回公開買付けの公表日の前営業日である平成20年9月25日の名古屋証券取引所における当社株式の株価終値871円に対して約1.15%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした価格となっていたものの、本公開買付価格については、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年8月19日の名古屋証券取引所における当社株式の株価終値1,885円に対して6.53%（小数点以下第三位を四捨五入）ディスカウントした価格となっており、初回公開買付価格の決定時期から当社株式の名古屋証券取引所における株価水準が大幅に上昇したことにより主に生じたものとのことです。また、公開買付者は本公開買付価格を決定するにあたり第三者による算定書を取得してはおりませんが、これは、公開買付者と創業家一族関係者は、当社株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、当社株式の市場価格を最優先に検討することとし、本公開買付価格は公開買付者と創業家一族関係者との協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格としたためとのことです。

本公開買付価格である1,762円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年8月19日の当社株式の名古屋証券取引所における終値（1,885円）に対して6.53%（小数点以下第三位を四捨五入、ディスカウント又はプレミアムの値の算出において以下同様に計算しております。）ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間（平成25年7月22日から平成25年8月19日まで）の終値単純平均（1,855円、小数点以下を

四捨五入、終値単純平均の算出において以下同様に計算しております。) に対して5.01%ディスカウントした価格、同過去3ヶ月間(平成25年5月20日から平成25年8月19日まで)の終値単純平均(1,682円)に対して4.76%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間(平成25年2月20日から平成25年8月19日まで)の終値単純平均(1,613円)に対して9.24%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。また、本公開買付価格は、本報告書提出日の前営業日の平成25年8月20日の当社株式の名古屋証券取引所における終値(1,850円)に対して4.76%ディスカウントした価格に相当します。

なお、公開買付者は、創業家応募同意株式を取得することを主たる目的として本公開買付けを実施するものであり、当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けの終了後も、上場会社としての当社の独立性を確保しつつ、当社の経営体制については現状を維持することを予定し、当社の役員を変更する予定はないとのことです。

() 当社の意思決定の過程及び理由

当社は、平成25年8月20日開催の当社取締役会において、公開買付者及び本公開買付けと利害関係を有しない当社の社外監査役であり名古屋証券取引所に独立役員として届出をしている柴田昭久氏(弁護士)から入手した意見書を踏まえて検討した結果、(a) 公開買付者が創業家応募同意株式を本公開買付けにより取得しない場合、株式市場において需給の悪化が懸念され当社株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があること、(b) 本公開買付けにより公開買付者による当社株式の保有割合が高まることで、公開買付者グループへのテナント入居などの店舗開発面、プライベートブランド商品などの商品開発面、カード決済などの金融・サービス面などにおいて公開買付者との協力関係が一層強固なものとなり、公開買付者グループの中期経営計画である、(a) 「アジアシフト」(人口増加や経済成長が著しいアジア地域での事業拡大を図ること。)、(b) 「大都市シフト」(都市郊外への積極的な出店に加え、都心回帰、大都市への人口集中という国内のメガトレンドに対応した、都市型小型店舗業態の開発、展開を強化し、新たな成長機会を獲得していくこと。)、(c) 「シニアシフト」(高齢化社会の急速な進行により、今後さらに増加するシニア層のお客さまニーズに対応した販売促進や店づくり、品揃え、新たなサービスの開発などを進めていくこと。)、及び(d) 「デジタルシフト」(情報通信技術の発展やスマートフォンの急速な普及に伴って、Eコマース領域における新たな事業の開始やネットスーパーの拡大を進めていくこと。)を内容とする戦略と密接に連動し更に推進させることが当社の企業価値向上につながるものと期待できることから、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、一方、本公開買付価格については、当社株式の過去6ヶ月間の市場株価の推移を勘案し、平成25年7月22日から本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年8月19日までの過去1ヶ月間の名古屋証券取引所における当社株式の終値の単純平均値である1,855円(小数点以下を四捨五入)から5.01%ディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。)した水準で公開買付者と創業家一族関係者との協議、交渉の結果決定されたものであり、当社は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に検証を行っていないこと、また、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役(取締役8名中、三浦隆司氏及び丹下浩二氏を除く6名)の全員一致で決議いたしました。また、当社の上記取締役会には、当社の社外監査役である保坂昌宏氏及び岩崎昭二氏を除く監査役の全員(4名中2名)が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募するか否かについて株主の皆様判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の社外取締役である三浦隆司氏は公開買付者の完全子会社であるイオンリテール株式会社の取締役常務執行役員を兼任していること、当社の常務取締役である丹下浩二氏は創業家一族関係者と親族関係にあることより、本公開買付けに関して利益が相反するおそれがあることから上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。また、かかる取締役会において、当社の社外監査役である保坂昌宏氏は公開買付者の専門店事業戦略チームリーダーを、岩崎昭二氏は公開買付者単体経理部の従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、上記の取締役会における議案の審議には参加しておりません。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は当社を連結子会社としていること、また、当社の取締役のうち1名が公開買付者の完全子会社の取締役を兼務し、当社の取締役のうち1名が創業家一族関係者と親族関係にあること、及び当社の社外監査役のうち2名が公開買付者の従業員を兼務していることを勘案し、当社は、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。なお、公開買付者は、当社の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社は、平成25年8月20日開催の当社取締役会において、公開買付者及び本公開買付けと利害関係を有しない当社の社外監査役であり名古屋証券取引所に独立役員として届出をしている柴田昭久氏(弁護士)から入手した意見書を踏まえて検討した結果、()公開買付者が創業家応募同意株式を本公開買付けにより取得しない場合、株式市場において需給の悪化が懸念され当社株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があること、()本公開買付けにより公開買付者による当社株式の保有割合が高まることで、公開買付者グループへのテナント入居などの店舗開発面、プライベートブランド商品などの商品開発面、カード決済などの金融・サービス面などにおいて公開買付者との協力関係が一層強固なものとなり、公開買付者グループの中期経営計画である、()「アジアシフト」(人口増加や経済成長が著しいアジア地域での事業拡大を図ること。)、()「大都市シフト」(都市郊外への積極的な出店に加え、都心回帰、大都市への人口集中という国内のメガトレンドに対応した、都市型小型店舗業態の開発、展開を強化し、新たな成長機会を獲得していくこと。)、()「シニアシフト」(高齢化社会の急速な進行により、今後さらに増加するシニア層のお客さまニーズに対応した販売促進や店づくり、品揃え、新たなサービスの開発などを進めていくこと。)、及び()「デジタルシフト」(情報通信技術の発展やスマートフォンの急速な普及に伴って、Eコマース領域における新たな事業の開始やネットスーパーの拡大を進めていくこと。)を内容とする戦略と密接に連動し更に推進させることが当社の企業価値向上につながるものと期待できることから、本公開買付けに賛同の意見を表明すること、一方、本公開買付価格については、当社株式の過去6ヶ月間の市場株価の推移を勘案し、平成25年7月22日から本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年8月19日までの過去1ヶ月間の名古屋証券取引所における当社株式の終値の単純平均値である1,855円(小数点以下を四捨五入)から5.01%ディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。)した水準で公開買付者と創業家一族関係者との協議、交渉の結果決定されたものであり、当社は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社が独自に検証を行っていないこと、また、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される見込みであることから、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨を決議に参加した取締役(取締役8名中、三浦隆司氏及び丹下浩二氏を除く6名)の全員一致で決議いたしました。また、当社の上記取締役会には、当社の社外監査役である保坂昌宏氏及び岩崎昭二氏を除く監査役の全員(4名中2名)が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対しては本公開買付けに応募するか否かについて株主の皆様判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の社外取締役である三浦隆司氏は公開買付者の完全子会社であるイオンリテール株式会社の取締役常務執行役員を兼任していること、当社の常務取締役である丹下浩二氏は創業家一族関係者と親族関係にあることより、本公開買付けに関して利益が相反するおそれがあることから上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。また、かかる取締役会において、当社の社外監査役である保坂昌宏氏は公開買付者の専門店事業戦略チームリーダーを、岩崎昭二氏は公開買付者単体経理部の従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、上記の取締役会における議案の審議には参加しておりません。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

当社は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び本公開買付けと利害関係を有しない当社の社外監査役であり名古屋証券取引所に独立役員として届出をしている柴田昭久氏(弁護士)に対し、()本公開買付けが当社の企業価値向上に資するか、()本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続の公正性は確保されているか、及び()その他本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問、これらの点についての意見書を当社に提出することを委嘱いたしました。

柴田昭久氏は、上記諮問事項について当社から公開買付者の提案内容について説明を受け、検討しました。その結果、同氏は、() (i)本公開買付けは公開買付者が創業家応募同意株式を取得することを主たる目的とし法第27条の2以下の規定に従った法令上の要求として実施されるものであり、公開買付者が創業家応募同意株式を本公開買付けにより取得しない場合、当社株式の株式市場への放出により需給の悪化が懸念され当社株式の株価に悪影響を及ぼす可能性があることに加え、()本公開買付けにより公開買付者による当社株式の保有割合が高まることで、公開買付者グループへのテナント入居などの店舗開発面、プライベートブランド商品などの開発面、カード決済などの金融・サービス面などにおいて公開買付者との協力関係を一層強固なものとする事は、当社の企業価値向上に資するものと考えられること、() (i)公開買付者の説明によれば、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件については、公開買付者と創業家一族関係者との間で実質的な交渉が行われており、本公開買付価格については、当社株式の取引が一般に証券取引所を通じて行われていることを勘案し、基準の明確性及び客観性を重視するために、当社株式の市場価格を最優先した上で合意に至ったとのことであり、その過程において、公開買付者から当社に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないこと、()平成25年8月20日開催の本公開買付けに対する意見表明に係る当社の取締役会における審議及び決議については、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある公開買付者の完全子会社であるイオンリテール株式会社の取締役常務執行役員を兼任している当社の社外取締役である三浦隆司氏、及び創業家一族関係者と親族関係にある当社の常務取締役である丹下浩二氏、並びに公開買付者の従業員を兼務している当社の社外監査役である保坂昌宏氏及び岩崎昭二氏を除いてなされる予定であることから、他に公開買付者から当社に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められず、本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続は公正なものと考えられること、()上記()及び()に加えて、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されていないことから、結果次第では上場廃止基準に該当する可能性があるものの、公開買付者は当社株式の上場廃止を企図しておらず、万一、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者と当社は、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であり、本公開買付け後も当社株式の上場が維持された場合、当社株式の株主が本公開買付けに応募せずに当社株式を引き続き保有しても証券取引所における売却機会が奪われるものとはいえないことから、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見書を平成25年8月20日に当社に対して提出しました。

なお、柴田昭久氏は、上記意見書において、公開買付者によれば、本公開買付価格は、当社株式の過去6ヶ月間の市場株価の推移を勘案し、当社株式の過去1ヶ月間の株価終値の単純平均値からディスカウントした水準で公開買付者と創業家一族関係者との協議、交渉の結果決定されたものであるとのことであるが、当社は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼していないため、本公開買付価格が当社の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて当社は独自に検証を行っていないことから、本公開買付価格が妥当な金額か否かについては断定的に判断することができず、本公開買付けに応募するか否かについては株主の判断に委ねることが相当である旨併せて意見を述べております。

(4) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

本公開買付けは、創業家応募同意株式(合計:2,293,530株、保有割合の合計:22.02%)を取得することを主たる目的として実施するものであり、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、現時点において、公開買付者は、本公開買付け終了後、当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことです。しかしながら、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限を設けていないため、本公開買付けの応募状況次第で、当社株式は、名古屋証券取引所が規定する上場廃止基準に従い、以下の場合に所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき
流通株式数が事業年度の末日において1,000単位未満である場合において、1年以内に1,000単位以上となら

ないとき

流通株式数が、上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合であって、所定の書面を提出しないとき

最近1年間(1~12月)の月平均売買高が3単位未満である場合

なお、本公開買付けの結果、当社株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者は、当社との間で、公募売出しや立会外分売等の方法により、当社株式の上場廃止を回避するための具体的な方策を協議し、当社株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定であるとのことです。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はないとのことです。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、本公開買付けに際して、創業家一族関係者から、公開買付者が本公開買付けを実施した場合には、創業家応募同意株式(合計:2,293,530株、保有割合の合計:22.02%)について、平成25年8月20日に本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。なお、かかる応募について、充足される必要のあるその他の前提条件はないとのことです。なお、服部博幸氏の保有する株式の一部である3,000株(保有割合:0.03%)、有限会社ツルヤ商事の保有する株式の一部である5,000株(保有割合:0.05%)、服部豊子氏の保有する株式の一部である3,000株(保有割合:0.03%)、植村益子氏の保有する株式の一部である13,000株(保有割合:0.12%)、西田かよ氏の保有する株式の一部である13,000株(保有割合:0.12%)及び服部あや氏の保有する株式の一部である1,000株(保有割合:0.01%)(合計:38,000株、保有割合の合計:0.36%)については、本公開買付けの終了後も、引き続き継続保有する意向とのことです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	議決権数 (個)
松井 博史	代表取締役社長		1,000	2
清水 高登	常務取締役	モール営業本部長	750	1
丹下 浩二	常務取締役	店舗開発本部長	56,850	113
秀島 高広	取締役	総合企画本部長	-	-
小坏 博史	取締役	商品本部長	-	-
三津井 洋	取締役	人事総務本部長	-	-
末? 学	取締役		-	-
三浦 隆司	取締役		-	-
内堀 壽典	常勤監査役		-	-
柴田 昭久	監査役		-	-
保坂 昌宏	監査役		-	-
岩崎 昭二	監査役		-	-
計			58,600	116

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本報告書提出日現在のものです。

(注2) 取締役 末?学及び三浦隆司は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注3) 常勤監査役 内堀壽典、監査役 柴田昭久、保坂昌宏及び岩崎昭二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上